

議案第 61 号

鳥取県町村職員退職手当組合理約を変更する協約について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 286 条第 1 項の規定により、次のとおり鳥取県町村職員退職手当組合理約の一部を変更する協約をすることについて、同法第 290 条の規定により、本議会の議決を求める。

平成 21 年 6 月 12 日

三朝町長 吉 田 秀 光

鳥取県町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約

鳥取県町村職員退職手当組合理約(昭和 36 年告示第 1 号)の一部を次のように改正する。
別表中「八頭環境施設組合」を削る。

附 則

この規約は、平成 21 年 8 月 1 日から施行する。